

平成 25 年 7 月 18 日
一般社団法人 投資信託協会

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正等について

I. 改正等の目的

投資信託の投資信託財産において、当該投資信託財産の信託終了後に発生する金銭の取扱いについて、従来、証券投資信託会社各社で善管注意義務に従って対応してきたところであるが、本会内に専門委員会を設置し、業界で一定の統一的な実務を行うための対応策について、鋭意検討を重ね、この度一定の方向性を取りまとめたことから、これを規則化するため、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正等を行うものとする。

II. 主な改正等の内容

1. 正会員の業務運営等に関する規則

(1) 投資信託委託会社会員は、投資信託の信託終了時に当たっては、当該投資信託に係る未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には原則として投資信託財産に繰り入れる旨の規定を定める。
(第12条第1項)

(2) 投資信託委託会社会員は、繰り入れを行っていない金銭が信託終了後に生じた場合には、原則として当該金銭を信託終了時における受益者に返還する旨の規定を定める。
(第12条第2項)

2. 投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドラインの制定

(1) 投資信託委託会社会員による投資信託の信託終了後に生じる金銭の取扱いについての基本的な考え方を示す。

III. 実施日

この改正等は、平成 25 年 7 月 18 日から実施する。